

伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成 30 年 12 月 14 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき、伊賀市中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、附属機関の設置等に関する条例（平成 19 年伊賀市条例第 31 号）第 2 条に基づき、伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第 2 条 委員会の設置期間は、平成 31 年 11 月 30 日までとする。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市民から公募した者
- (4) 副市長
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、所掌する事務について調査、研究等を行うために専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産業振興部中心市街地推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年12月14日から施行する。

(この告示の効力)

- 2 この告示は、平成31年11月30日限り、その効力を失う